

# 告示

## 埼玉県告示第千三十五号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第百十六条第一項の規定により、令和四年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区分	実施期間	実施場所	予定人員
大気関係	令和四年十一月十六日(水)から同月二十五日(金)まで	オンデマンド配信での実施	百五十五人
水質関係	令和四年十二月一日(木)から同月九日(金)まで	オンデマンド配信での実施	五十人
騒音・振動関係	令和四年十一月九日(水)から同月十七日(木)まで	オンデマンド配信での実施	八十五人
ダイオキシン類関係	令和四年十一月二十四日(木)から同年十二月二日(金)まで	オンデマンド配信での実施	十人

### 二 講習の区分、科目等及び合計時間数

区分	科目等	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術 六 テスト	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術 五 テスト	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術 六 テスト	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術 五 テスト	二〇

合計時間数には自習時間を含めるものとする。

### 三 受講資格等

- イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。
- ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

### 四 提出書類

- イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

五 提出書類の受付期間及び提出場所

イ 持参の場合

(1) 受付期間

令和四年十月七日（金）から同月二十八日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所

大気関係の提出書類については、埼玉県環境部大気環境課まで

水質関係、騒音・振動関係及びダイオキシン類関係については、埼玉県環

境部水環境課まで

ロ 郵送の場合

(1) 受付期間

令和四年十月七日（金）から同月二十八日（金）まで

なお、令和四年十月二十八日（金）までの消印のあるものに限る。

(2) 提出場所

大気関係の提出書類については、埼玉県環境部大気環境課宛の簡易書留によること。

水質関係、騒音・振動関係及びダイオキシン類関係については、埼玉県環

境部水環境課宛の簡易書留によること。

六 受講申込書の交付

申込手続きが終了後、受講申込書を交付する。

七 修了者の認定

講習を受講し、かつテストにおいて所定の成績を収めた受講者については、講習の修了者として認定する。

テストにおいて所定の成績を収めなかった者については、当該受講者の希望により、一回に限り、追加テストを実施し、所定の成績を収めた者について、講習の修了者として認定する。